

主要施策

1

協働で

築かれるまち



基本的な方向性

本町の個性をより輝かせるため、それぞれの役割を明確にし自らの責任と役割を果たしながら、各課や組織、団体等との連携体制の構築に努めることで、協働のまちづくりを進めます。

また、不当な差別の心や行動を許さないまちとして、男女共同参画の取組や、さらなる人権啓発活動の推進に努めます。

社会を取り巻く状況とこれまでの取組

新しい地域コミュニティづくりの推進

○急速な少子化による家族形態の変化や地域コミュニティ意識の希薄化に伴い多様化する地域課題の解決に向け、町内全域での「新しい地域コミュニティ（まちづくり協議会）」の活動を通じた地域づくりをめざし、モデル地区を設定し取組を推進してきました。また、住民や地域団体の自主的な公益活動を促進するため、各種補助金等を通じた活動支援を実施してきました。

町政への住民参画機会の創出

○住民を主体的に町政へ参画していく存在として捉え、政策実行の過程において透明性の確保や説明責任、住民意向の反映に努めてきました。また、町政へ住民自身が参画する機会の提供が求められていることから、広報誌の発行や行政懇談会の開催、各種審議会等の活動を通じ、住民自身がそれぞれの過程で町政に参画する機会を設けてきました。

男女共同参画社会の実現

○男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、ともに社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざし、人権講演会等の人権啓発事業実施の際に、国や県、関係機関から送付される啓発用リーフレット等を活用し、情報提供及び啓発を行うとともに、女性に対する暴力の根絶、性差や人権に関する相談に対応できるよう情報収集を行い、パンフレットやチラシの設置、相談窓口の紹介を行いました。また、各種審議会等への女性委員の登用等の促進に努めました。

人権意識の高揚

○人権尊重の意識が日常生活に自然と存在するような「人権文化の創造」をめざし、8月の「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間に各区（3会場）で人権講演会を実施したほか、12月の「人権週間」に人権講演会を、2月には差別をなくする町民のつどいを実施し、人権意識の高揚に努めました。また、町内の小・中・高等学校等を対象に人権啓発作品の募集を行い、人権カレンダーの作成、人権啓発作品集を作成し、町内各戸のほか事業所等へも配布を行い、人権意識の高揚に努めました。さらに、各区（3会場）で毎月1回、法務大臣から委嘱を受けた「人権擁護委員」による特設人権相談を実施しました。

今後の取組の方向性

新しい地域コミュニティによる地域づくりの推進

○価値観やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化等、社会情勢の急激な変化に対応するため、町内全域での「新しい地域コミュニティ」の設立をめざすとともに、新しい地域コミュニティの活動を通じた地域のつながりの強化を一層推進します。また、住民や地域団体をはじめとした、さまざまな主体がそれぞれの役割を明確にし、新たなまちの魅力や価値の創造をめざした協働のまちづくりを推進するため、住民の公益活動を促進します。

住民主体のまちづくりの推進

○「住民一人ひとりが主役である」という考え方をまちづくりにつなげていくために、住民の行動を支援・促進する環境づくりや、行政への参画に取り組む人同士のつながりを地域のなかにつくり、定着させていく施策を推進します。

町政への女性参画の推進

○男女ともに互いの人権を尊重し、協力しあい、個性や能力をあらゆる場で発揮することができるよう、生涯にわたる男女共同参画の学習機会の充実や、関係機関との連携による男女共同参画に関する相談体制の整備・充実を図ります。また、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策が当たり前に進めるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整えます。

さらなる人権意識の醸成

○2020（令和2）年度の香美町人権教育研究協議会の組織再編を契機として、さらなる人権意識や人権感覚の醸成を図るため、あらゆる場や機会を通じて住民が参加できる講演会や学習会、研修会等を実施し、学習機会の創出を図ります。また、人権擁護委員による特設人権相談所の周知を図り、差別事象の未然防止に努めるとともに、人権問題の早期発見・早期解決に努めます。



具体的な施策

協働のまちづくりの推進

町内全域での新たな地域コミュニティによる地域づくり活動の推進とあわせ、庁内連携体制の構築による支援体制の整備を行います。

また、既存事業を活用した住民や地域団体をはじめとした各種団体との連携による公益活動のみにとどまらず、各種団体同士の相互連携による新たな活動をめざした支援策の検討を行い、まちづくり団体の育成を推進します。

町民参加の推進

町政への住民参加のベースとなる「住民一人ひとりが主役である」というまちづくりの考えを住民一人ひとりが自分ごととして捉え、地域の抱える問題を分かちあう施策を推進し、まちづくりの原動力となる「住民が自ら行動し、自分にとって有意義だと感じられる」意識の醸成を図ります。

男女共同参画の推進

人権講演会や学習会をはじめ、生涯学習や公民館活動等のあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する学習機会の提供や意識の醸成に努めるほか、男女共同参画に関わる問題について、国や県、関係機関と連携し、相談窓口の整備や相談体制の確保・充実に努めます。

また、女性委員の登用を積極的に推進するため、各審議会、委員会ごとに目標値の設定を検討します。

人権の尊重

香美町人権教育研究協議会の各支部においては、それぞれの地域で粘り強く行ってきた活動を定着・充実させるよう取組を進めてきました。その成果を踏まえ、再編後の香美町人権教育研究協議会においてもその取組を継承しつつ、発展的な啓発活動を進めます。あわせて、住民に密着した教育・啓発活動として、住民学習会や地区学習会等を継続実施するとともに、地域や職域等による自発的な学習会の開催を促すなど、学習機会の充実と発展を図ります。

また、特設人権相談所開設の周知方法としては、広報誌、行政放送、ホームページを引き続き活用するほか、来所が困難な人には、電話による相談も可能な旨を周知します。

新しい地域コミュニティ（地域運営組織）づくりとは？

●新しい地域コミュニティづくりの背景

全国的に少子高齢化社会の到来が叫ばれていますが、本町も例外ではありません。

2018年3月に「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」が公表した将来人口推計によると、2045年には本町の総人口は2015年の約半数となる9,077人にまで減少し、高齢化率は53%となり、およそ2人に1人は65歳以上の高齢者となると見込まれています。

このまま少子高齢化が進行すると、各行政区（集落）の高齢化や小規模化が加速し、これまで行政区が担ってきた助けあいの機能の低下や、安全な暮らしの維持、共同作業の存続が危ぶまれるなど、さまざまな分野で生活に大きく影響を及ぼすことが推測されます。

こうした状況のなか、いつまでも地域で暮らし続けていくための体制を整備するため、地域の課題等について地域住民が話しあい、形にする「新しい地域コミュニティづくり」を進めています。

●新しい地域コミュニティとは

新しい地域コミュニティとは、「地域運営組織」と呼ばれている組織で、地域住民が各地域での暮らしを守るために、地域住民や行政区、各種団体等が協力、連携し、地域のことを主体的に決定しながら、より住みやすい地域を自分たちの手で作り上げていく組織のことです。

この組織の多くは、従来から地域住民の繋がりが強い地区公民館の活動範囲や小学校区を活動エリアとしており、本町においても同様の範囲で取組を進めることとしています。

●新しい地域コミュニティの活動

これまでは、地域で問題が発生した際は、個人もしくは家庭で解決し、個人や家庭で解決できない問題は行政区のなかで解決してきましたが、現在では高齢化等により行政区が担うことができる機能が限定的になりつつあり、行政区内での解決も難しくなっています。

そのため、地域での暮らしを続けるために必要なことについて考え、住民と行政が協働し、これらの活動等に取り組むことが求められます。

★地域振興

地域づくりを進める上での地域の魅力や課題の把握、地域住民が一体となった地域振興への取組

★地域福祉

高齢者の日常生活の問題や災害時の要援護者の対応など、地域住民が主体的に支えあう地域づくり

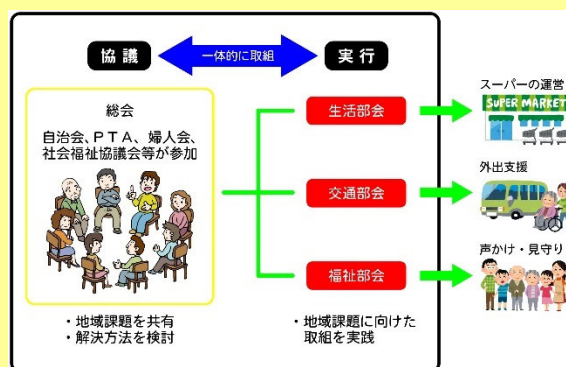
★地域防災

単独では自主防災活動ができない行政区の活動の補完や地域の特性を踏まえた防災活動

★人づくり

地域における子育てや社会教育に対する課題を解決するための、地域の魅力を次世代へ伝える人づくりと地域活動

【新しい地域コミュニティの活動イメージ】



（総務省地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書）